

審判前の保全処分 申立手数料及び予納郵便切手一覧表（後見関係事件を除く）

和歌山家庭裁判所本庁

【令和6年10月1日実施】

事件名		印紙	郵券内訳
第1類型	【遺産分割】 財産管理者選任及び選任取消、財産管理に関する指示及び指示取消	なし	(1220円)×1組、110円×当事者数
第3類型	【特別養子縁組事件】 親権者・未成年後見人の職務執行停止・職務代行者選任及び取消 【親権者指定・親権者変更・親権喪失・管理権喪失事件】 親権者の職務執行停止・親権代行者選任及び取消	なし	(1220円)×(親権者数+1)、180円×2枚、110円×10枚、 50円×10枚、10円×10枚
第4類型	不動産仮差押 *	1000円	(1220円)×2組 ※ 申立人（債権者）が交付送達の場合は、1組で足りる。 (660円+590円)×登記所数 ※ 登録免許税が10万円を超えるときは、不足分（5万円ごとに20円）を追加 ※ 対象物件に滞納処分がある場合は、110円×滞納処分税務署数を追加
	債権仮差押 *	1000円	(1220円)×2組 ※ 申立人（債権者）が交付送達の場合は、1組で足りる。 1290円×第三債務者数 ※ 第三債務者に対し陳述催告を行う場合は、（590円+110円）×第三債務者数を追加
	動産仮差押 *	1000円	(1220円)×2組 ※ 申立人（債権者）が交付送達の場合は、1組で足りる。
	不動産処分禁止仮処分 *	1000円	(1220円)×2組 ※ 申立人（債権者）が交付送達の場合は、1組で足りる。 (660円+590円)×登記所数 ※ 登録免許税が10万円を超えるときは、不足分（5万円ごとに20円）を追加
	不動産占有移転禁止仮処分 *	1000円	(1220円)×2組 ※ 申立人（債権者）が交付送達の場合は、1組で足りる。
	【仮の地位を定める仮処分】 * 婚姻費用・養育費・扶養料仮払い 監護者指定・子の引渡し等・仮分割の仮処分等	1000円	(1220円)×2組、180円×1枚、(110円+50円+20円)×5組 ※ 当事者が2名を超える場合には、1名増えるごとに、(1220円)×1枚、180円×1枚、(110円+50円+20円)×2組を追加

注1) *印は、相手方が1名増えるごとに1220円分の郵便切手を追加

注2) 児童福祉法28条の家庭裁判所の承認事件を本案とする「面会・通信の制限」事件 * について、印紙:なし、郵便切手:(1220円)×2組、110円×10枚